

Q4-1

難易度

A

時間の目安

2分00秒

出題

H27-5

A4-1

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒

次の文章は、自衛隊基地建設のために必要な土地の売買契約を含む土地取得行為と憲法9条の関係を論じた、ある最高裁判所判決の一部である（原文を一部修正した。）。ア～オの本来の論理的な順序に即した並び順として、正しいものはどれか。

- ア 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格を有する規範である。
- イ 私法的な価値秩序において、憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範が、そのままの内容で民法90条にいう「公ノ秩序」の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはない。
- ウ 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序のもとで確立された私的自治の原則、契約における信義則、取引の安全等の私法上の規範によつて相対化され、民法90条にいう「公ノ秩序」の内容の一部を形成する。
- エ 憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範にかかわる私法上の行為については、私法的な価値秩序のもとにおいて、社会的に許容されない反社会的な行為であるとの認識が、社会の一般的な観念として確立しているか否かが、私法上の行為の効力の有無を判断する基準になるものというべきである。
- オ 憲法9条は、人権規定と同様、国の基本的な法秩序を宣示した規定であるから、憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たつて、その指導原理となりうるものであることはいうまでもない。

- 1 ア イ ウ エ オ
- 2 イ ウ エ オ ア
- 3 ウ エ オ ア イ
- 4 エ オ ア イ ウ
- 5 オ ア イ ウ エ

本問では、**百里基地訴訟**（最判平元 .6.20）が題材として出題されています。

問題を解く上では、まずは問題文にあるヒントを読み落とさないように気を付けましょう。すなわち「自衛隊基地建設のために必要な土地の売買契約を含む土地取得行為と憲法9条の関係」についての文章であることが提示されていますので、このことを頭に入れておきます。まずは各肢を一読します。そうすると、イウエについては、「私法上の行為」、「民法90条」というキーワードが文中にあることが分かります。

次に、このイウエの論理的な順序を検討します。

まず、イの内容ですが、その文意をまとめると「私法的な価値秩序において、憲法9条の規範が、そのままの内容で民法90条にいう「公ノ秩序」の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはない。」と述べています。

次に、ウですが、その文意をまとめると「憲法9条の規範は、私法上の規範によつて相対化され、民法90条にいう「公ノ秩序」の内容の一部を形成する。」と述べています。

さらに、エですが、その文意をまとめると「憲法9条の規範にかかわる私法上の行為については、それに関する認識が、社会の一般的な観念として確立しているか否かが、私法上の行為の効力の有無を判断する基準になる」と述べています。

つまり、イでは、**憲法9条は、私法上、直接、そのまま民法90条の内容となることはない**、と述べ、次にウで、憲法9条は、私法上、相対化されて民法90条の内容となるということを述べています。最後に、エでは、その相対化の内容として「社会の一般的な観念として確立しているか否か」という基準を定立する、という流れになります。

したがって、論理的な流れは、そのままイウエという順番になります。

あとは、このイウエと並んでいる肢を検討すると、1、2、5となります。

そこで、アとオの記述内容を検討すると、アは憲法9条が「私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格」と述べ、オでは、「憲法より下位の法形式によるすべての法規の解釈適用に当たつて、その指導原理となりうる」と述べています。

つまり、**憲法9条は、本来は、私法上の効力を有しないが、民法上の土地取引契約における指導原理として働くことはできる**、ということをつたう二つの肢は述べています。

そうしますと、イウエの述べている憲法9条と民法90条の関係に関する記述とは、アオは前提部分、イウエは論理展開部分という位置関係になると考えられます。

そこで、アオがイウエよりも前に来ている肢を検討すると、肢5が該当します。

以上より、本来の論理的な順序に即した並び順は、オ→ア→イ→ウ→エであり、正解肢は5となります。

テキスト P54